

「法定外公共物等整備事業」2次募集のご案内

「法定外公共物等整備事業」とは、公共性のある道路、里道や水路の機能維持のため、地域で工事を行う場合に事業費の一部を補助する制度です。

令和3年度の2次募集を下記により受け付けます。ご相談・様式のお受け取りは地域交流センターまでお越しください。

- ①申請書等ご提出の〆切は、**11月26日（金）**までとします。
- ②予算95万円（補助金ベース）の範囲で選定します。補助金見込額がこれを超える事業は対象外となります。
- ③交付決定（12月中の予定）の後に工事着手、令和4年3月初めまでに工事完了でき、同3月中に完了報告書類提出（必須）可能な事業を対象とします。
- ④申請多数の場合は、審査により予算の範囲で総合的に判断し決定します。

【問い合わせ】宮野地域交流センター（Tel083-928-0250）

